

◎資金決済に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表  
 ○資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）（抄）

（傍線部分は、修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第九条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新資金決済法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新資金決済法第二条の二第二号に該当する行為の範囲その他新資金決済法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（検討）</p> <p>第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新資金決済法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新資金決済法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>